

## 北海道情報大学 新型コロナウイルス 感染防止危機管理レベル（2022年3月25日～）

レベル	該当する感染状況	授業形態等の措置
0	・国および北海道からの要請なし	・通常通り
1	・新北海道スタイルの実践中 ・北海道内に感染者が発生しており北海道知事から不要不急の外出を控えるような自粛要請は出ていないが感染防止に注意が必要な場合 ・北海道知事から不要不急の外出を控えるような自粛要請、その他の行動規制に関する要請があった場合	・「対面授業」は感染防止に最大限配慮して実施する。 ・「対面授業」は大学指定の座席配置で実施する。（座席間おおむね1m以上の間隔を基準として各教室の最大収容人数を設ける）
2	・国が北海道を対象とした「緊急事態宣言」を発出した場合 ・国の専門家会議が北海道を「感染拡大警戒地域」に指定した場合 ・北海道知事から緊急事態宣言もしくはアラートが発令された場合	・「オンライン授業」を中心とする。 ・「オンライン授業」を受ける環境に無い学生の学内インターネット環境利用は認めるが、登校学生を把握する。 ・「対面授業」をやむを得ず実施する場合は感染防止に最大限配慮して実施する。 ・「対面授業」が実施可能な教科の目安として、資格に関わる実習科目、大学の設備を使用しなければ成立しない授業とする。座席間2m以上の間隔を基準として各教室の最大収容人数を設ける。 ・「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」、「学生同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」、「学生同士が近距離で活動する実験や観察」など感染リスクが高い授業の「対面授業」実施は不可とする。
3	・国あるいは北海道知事から大学への強い休業要請が発令された場合 ・本学関係者から多数の感染者が発生し、クラスターが懸念され、学生・教職員の感染防止の観点から十分な注意が必要と判断される場合	・原則「オンライン授業」のみとする。 ・「オンライン授業」を受ける環境に無い学生の学内インターネット環境利用は認めるが、登校学生を把握する。
4	・国あるいは北海道知事から大学への強い休業要請が発令された場合 ・学内で学生・教職員によるクラスターが発生し、消毒等のため校内を閉鎖せざるを得ない場合	・「オンライン授業」のみとする。 ・学生の大学への立ち入りを禁止する。